

伊達市自殺対策計画 (案)

平成31年3月

福島県伊達市

目次

1	伊達市自殺対策計画について	
1-1	自殺対策計画策定の背景と目的	1
1-2	趣旨	2
1-3	計画の位置づけ	4
1-4	計画の期間	5
1-5	計画の目標	5
2	伊達市の自殺の現状と関連するデータ	
2-1	伊達市の自殺の現状	5
2-2	伊達市の自殺に関連するデータ	8
3	自殺対策における取組	
3-1	施策体系	12
3-2	基本施策	13
	(1) 地域におけるネットワークの強化	13
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	14
	(3) 住民への啓発と周知	15
	(4) 生きることの促進要因への支援	17
	(5) SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育	18
3-3	重点施策	19
	(1) 高齢者	19
	(2) 生活困窮者	21
	(3) 無職者・失業者等	22
3-4	生きる支援関連施策	24
	(生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧)	25~38)
4	自殺対策の推進体制	24
資料編	自殺対策基本法	39

1 伊達市自殺対策計画について

1-1 自殺対策計画策定の背景と目的

伊達市では平成19年健康増進計画「健康だて21計画」を策定、誰もが健康で心豊かに生活できるまちづくりを進め、平成23年には「健幸都市」を宣言し、市民誰もが安心して子育てができ安心して歳がとれる「健幸都市」の実現を目指してきました。

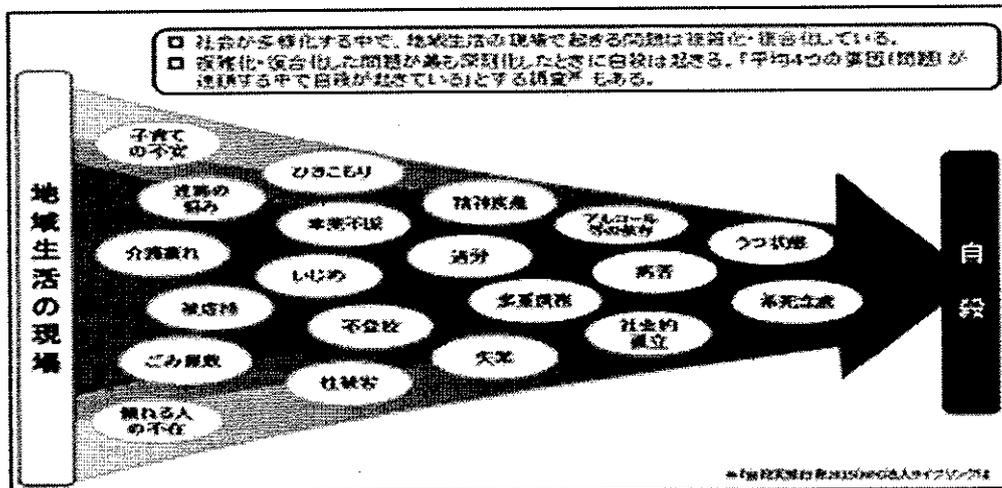
そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：P2 図1参照）。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳っています。

伊達市は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「伊達市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



1-2 趣旨

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれず安心して生きられ、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ

自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

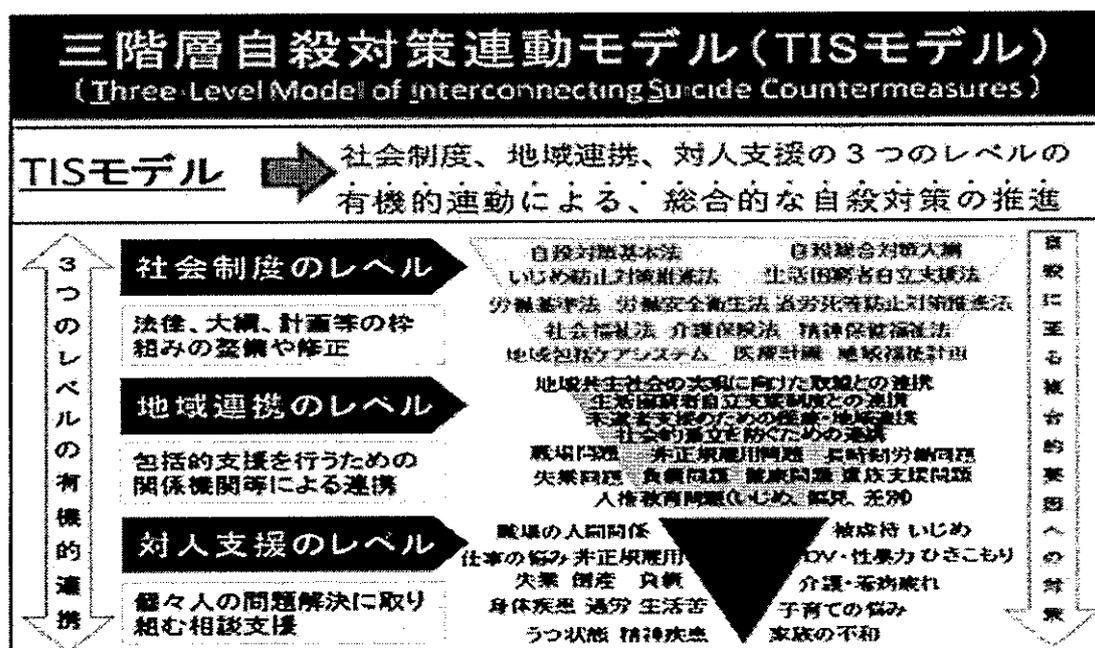
さらに、自殺対策は社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力にかつ、それらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル：P 3 図2 参照）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

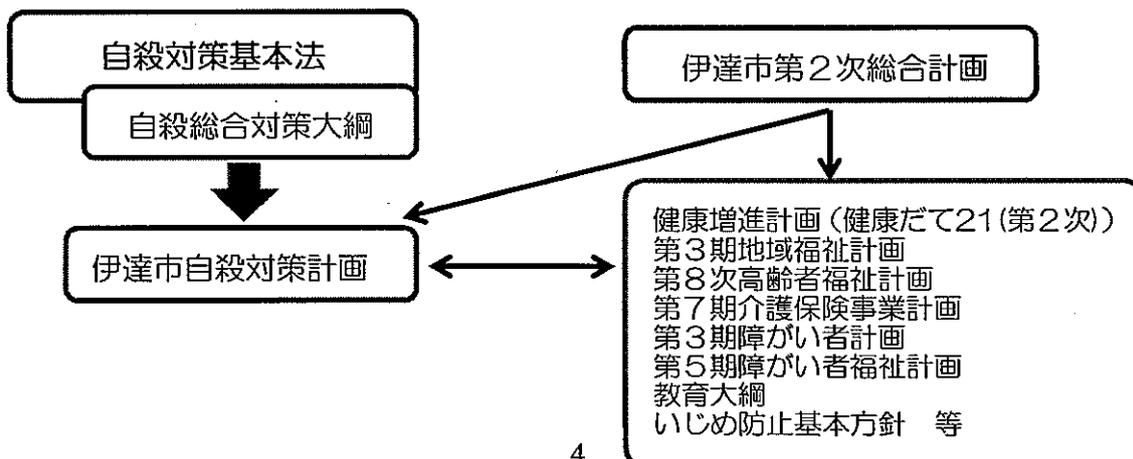
5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、市民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、伊達市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「健康増進計画（健康だて21（第2次））」や「伊達市第2次総合計画」との整合を図ります。



1-4 計画の期間

平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し必要に応じ計画の見直しを行います。

1-5 計画の目標

「自殺総合対策大綱」では、平成38年（2026年）までに平成27年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させることとしています。

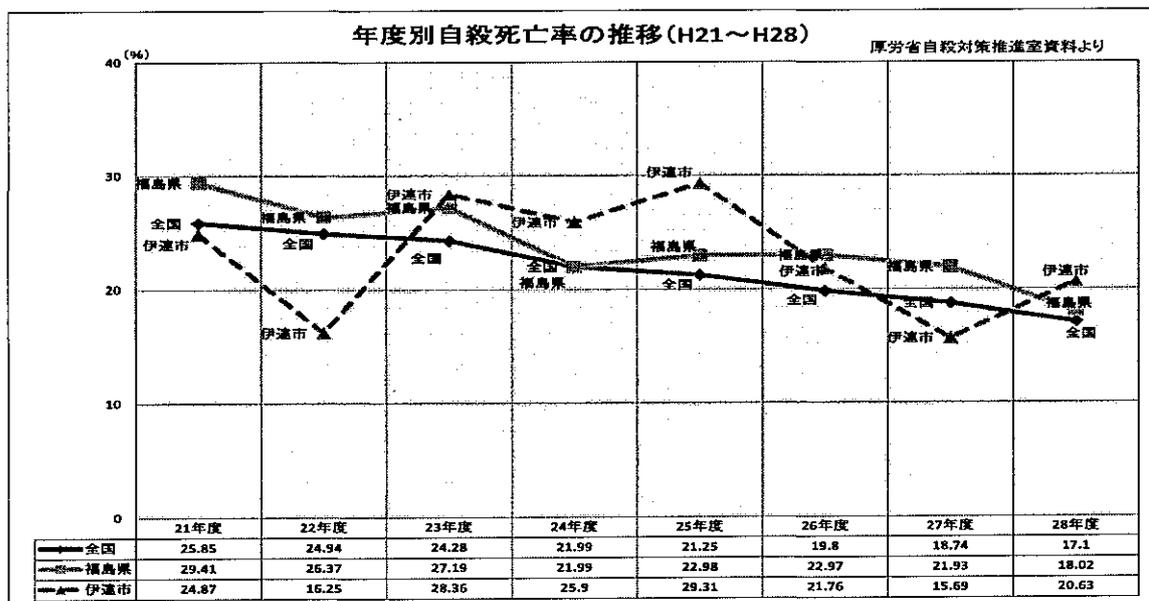
伊達市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない伊達市」の実現を目指します。

2 伊達市の自殺の現状と関連するデータ

2-1 伊達市の自殺の現状

(1) 自殺死亡率の年次推移

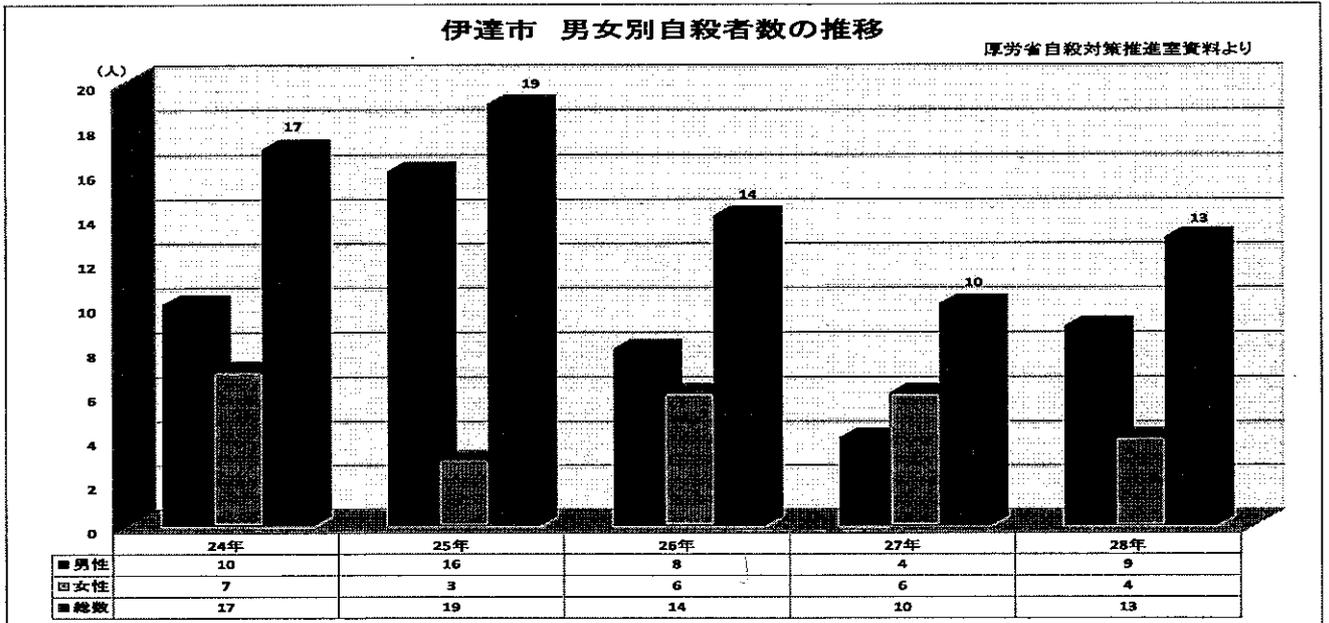
国の自殺死亡率は平成24年度以降減少しており、福島県や伊達市では増減を繰り返していますが、中長期的にみると減少傾向です。



*自殺死亡率とは… (自殺者数 / 人口 (10月1日現在)) × 100,000 人

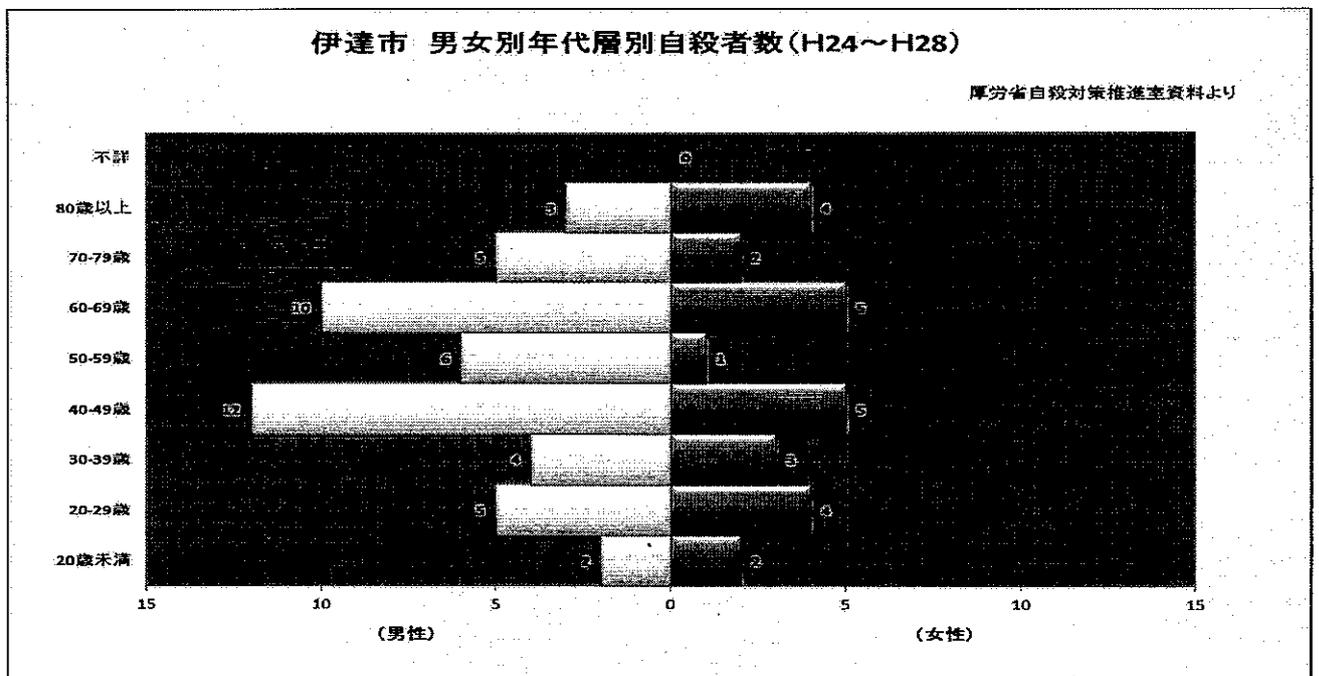
(2) 男女別自殺者数の推移

伊達市の自殺者数は、女性より男性の割合が高い傾向にあります。 (単位：人)



(3) 男女別・年齢別死亡状況

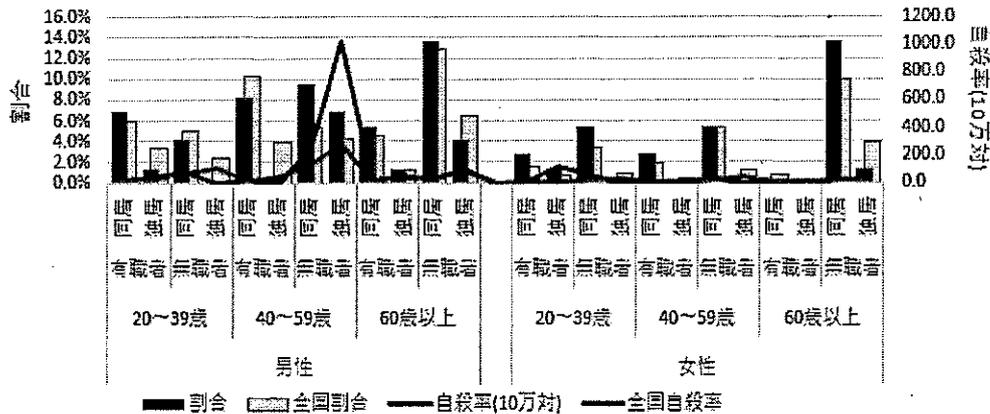
伊達市は、40～60代の男性の自殺者数が多くなっています。 (単位：人)



(4) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率

伊達市の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺率が全国と比べて高いのは、男性では「40～59歳・無職者・同居」、女性では「20～39歳・無職者・同居」をあげることができます。

(地域自殺実態プロフィール※より特別集計 (H24～28年合計))



① 有職者の自殺の内訳

平成24年～平成28年の伊達市自殺者数は合計73人ですが、そのうち有職者数は23人 (うち被雇用人・勤め人は15人、65.2%) でした。

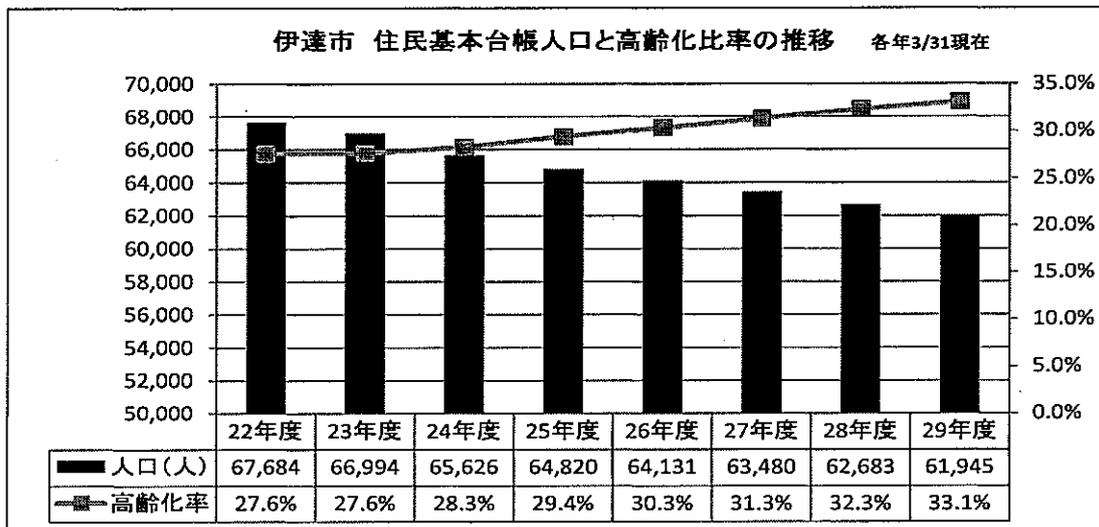
※地域自殺実態プロフィール：自殺総合対策推進センター作成。以下、自殺実態プロフィールと表記

(5) 自殺の特徴

(自殺実態プロフィールより 特別集計 (住居地・自殺日、平成24～28年合計))

伊達市上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性 60歳以上 無職同居	10	13.7%	失業(退職) + 生活苦 + 介護の悩み(疲れ) + 身体疾患 → 自殺
2位：女性 60歳以上 無職同居	10	13.7%	身体疾患 + 病苦 → うつ状態 → 自殺
3位：男性 40～59歳 無職同居	7	9.6%	失業 + 生活苦 → 借金 + 家族間の不和 → うつ状態 → 自殺
4位：男性 40～59歳 有職同居	6	8.2%	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
5位：男性 40～59歳 無職独居	5	6.8%	失業 → 生活苦 → 借金 → うつ状態 → 自殺

・順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。



(資料：伊達市 2017 ポケット統計)

②高齢者世帯の状況

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で伊達市の高齢者夫婦世帯は 707 世帯の増、高齢者単身世帯は 907 世帯の増と、ともに増加しています。

③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から見えた現状等

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（市内在住の要介護 1～5 認定者以外の 65 歳以上 5,000 人を対象に平成 29 年 1 月実施）

◇地域の会、グループ活動参加の高齢者は約 4 割、参加意欲は約 6 割

会・グループ等にどのくらいの頻度で参加しているかは、「町内会・自治会」への参加がもっとも多く約 4 割の方が参加しているものの、趣味やボランティア等、どの活動へも「参加していない」が 5～7 割を超えていました。

地域のグループ活動に参加意欲のある方の割合は、約 6 割でした。

◇困ったときの相談窓口について

男女とも困ったときの相談窓口は「ない」と回答した人が 3 割で、窓口となるのが「医師・歯科医師・看護師」と回答した方が 26.4%、次いで「社会福祉協議会、民生委員・児童委員」、「地域包括支援センター、役所」でした。

(2) 生活困窮者関連資料

①生活保護相談件数

●平成 25～29 年度 合計 390 件（実件数）

高齢者で、預貯金等が減少し年金収入だけでは生活していけず、生活保護を申請したいというケースが多くみられます。

②生活保護受給状況（伊達市福祉事務所資料）

●被保護世帯数・人員（年度平均）

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
世帯数	231	226	220	211	215
人員	285	274	268	255	260

被保護世帯数は年々減少傾向でしたが、平成 29 年度、増加に転じました。

●被保護世帯内訳（平成 30 年 3 月現在）

区分	高齢	母子	障がい	傷病	その他
単身世帯	115	0	27	28	17
2人以上の世帯	10	5	2	9	6

*高齢世帯で傷病世帯の場合は高齢世帯が優先されます。

単身の高齢世帯が多くなっています。

③就学援助

●要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯等への援助）

【小学校】

【中学校】

年度	実績額（千円）	人数（人）	年度	実績額（千円）	人数（人）
25	18,406	308	25	22,894	230
26	18,350	280	26	23,117	230
27	16,719	252	27	23,896	210
28	16,317	248	28	20,689	191
29	16,004	228	29	21,464	178

全児童・生徒数の減少に伴って、実績人数も減っています。

④生活困窮者自立相談支援事業

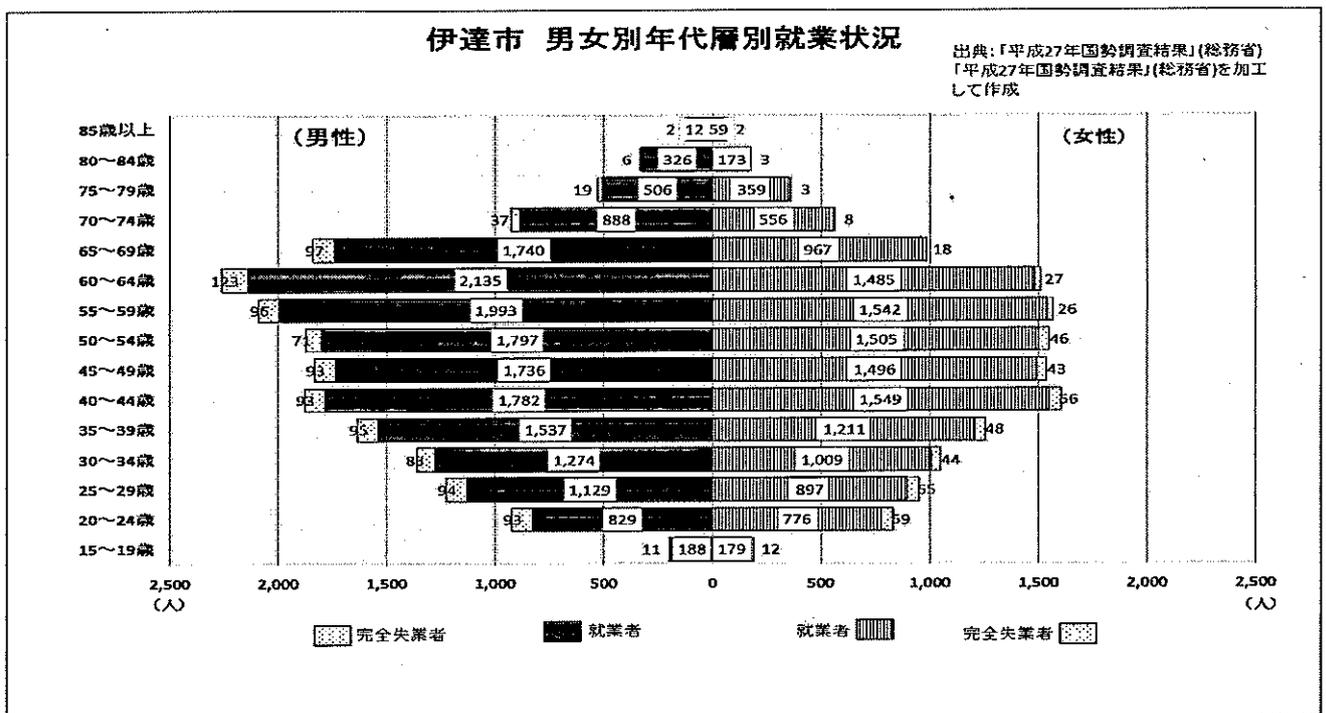
- ・平成 27 年度 新規相談件数 100 件（実件数）
- ・平成 28 年度 新規相談件数 68 件（実件数）
- ・平成 29 年度 新規相談件数 66 件（実件数）

制度開始初年度は様々な相談がありましたが、その後は本来の生活困窮者相談に絞られたため、相談数は減となりました。

(3) 無職・失業者等関連資料

①就業状況

平成27年国勢調査によると、伊達市の労働力人口中、約4.4%の方が完全失業（仕事に就くことが可能でハローワーク等で就職活動をしていた人）状態で、就業者のうち休業状態の方は約1.5%でした。



② 有職者の自殺の内訳 (特別集計 (H24～28年合計))

職業	自殺者数	伊達市割合	全国割合
自営業・家族従事者	8	34.8%	21.4%
被雇用人・勤め人	15	65.2%	78.6%
合計	23	100.0%	100.0%

3 自殺対策における取組

3-1 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



3-2 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携することや、把握しにくい方へのアプローチができるネットワークが必要です。

① 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【自殺対策庁内連絡会の開催】

自殺対策について庁内各部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、庁内連絡会を開催します。

【自殺対策連絡協議会（仮称）等の開催】

各種相談窓口・関係機関・団体等との情報共有や連携強化により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた包括的・継続的な支援ができる体制をつくります。

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立支援事業】 関係機関と連携し、対象者一人ひとりにあわせた支援をしていきます。	社会福祉課	社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員
【要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	こども支援課	児童相談所 警察 医療機関 教育関係機関 民生委員・児童委員 保育園等

事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【高齢者虐待防止対策協議会】</p> <p>高齢者の虐待防止策の推進を図るとともに関係機関との相互の協力により高齢者虐待の防止を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。</p>	高齢福祉課	<p>社会福祉協議会</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>警察・消防</p> <p>介護保険事業者</p> <p>司法関係者</p>

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応でき、自殺された遺族への支援についても対応できるよう研修の機会確保を図ります。

① 様々な職種を対象とする研修の実施

各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていただけるよう、ゲートキーパー講座等を開催し、様々な業務に携わる関係者の対応力向上、人材育成に努めます。

② 一般住民に対する研修による人材の育成

相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促す等、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていただけるよう、地域住民と接する機会の多い民生委員・児童委員や地区組織、商工会、消防団等の関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー講座等を開催し、地域における対策の支え手を増やします。

③ 学校教育・社会教育の場における人材の育成

児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談できるよう学校教育関係者等にゲートキーパー講座等を開催し、人材の育成に努めます。悩みのある児童生徒が身近なところで相談できるよう学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

④ 関係者間の連携調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには、「つなぎ役」となるコーディネーター的存在が重要となります。多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題に自殺予防の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	高齢福祉課	介護保険事業者 社会福祉協議会 地域包括支援センター

⑤ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援事業】（再掲） 関係機関と連携し、対象者一人ひとりにあわせた支援をしていきます。	社会福祉課	社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員

（3）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見をなくすこと、危機に追い込まれてしまう心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

① 広報紙・チラシ等による啓発

様々な機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係・医療機関等にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々等に対し、相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課	医療機関 福祉関係機関 労働関係機関（商工会）

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【広報紙・ホームページを通じた啓発】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に 合わせ、心の健康に関する記事等を掲載し、自殺予 防啓発を行います。	社会福祉課	
【図書館でのテーマ展示】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に 合わせ、心の健康に関する本の紹介や展示等を行いま す。	教育総務課	教育関係機関

② 関連事業での啓発

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【健康推進員等への啓発】 会議で心の健康の維持やうつ対策について言及し、 関係者の理解促進と意識の醸成を図り、職場・地域 での健康づくりとうつ対策との連携強化を行いま す。 推進員の研修の中にうつ対策の視点を入れ込むこと により、推進員がうつのリスクを早期に発見し適切 な支援先へつなぐ等の対応が取れる取組を行いま す。	健康推進課	健康づくり推進協 議員 健康推進員 食生活改善推進員
【心の健康に関する出前講座】 心の健康について、依頼のあった団体へ出前講座を 行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図り ます。講話の中で、自殺問題とその対応についても 言及することにより、当該問題に関する住民の理解 促進を図ります。	健康推進課	各地区組織等 各事業所・団体等
【伊達市版ネウボラ（母子保健）】 妊娠期、出産後、育児期のうつのリスクや症状等を 的確に把握する取組を行い、必要時に関係機関へつ なぐ等、母親の不安感の軽減を図る支援を行います。 ※“ネウボラ”…フィンランド語で、「アドバイスの 場」の意味	健康推進課	医療関係機関 福祉関係機関 教育関係機関

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うことが重要であるとされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいつくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【図書館の管理事業】 市民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。	教育総務課	教育関係機関
【一般介護予防事業】 元気づくり会、元気じゃ脳、元気クラブ等の各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図りながら心身における健康の保持増進を図ります。	高齢福祉課 健幸都市づくり課	
【地域介護予防活動支援事業】 地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。 ○老人クラブ	高齢福祉課	社会福祉協議会 老人クラブ
【学校・家庭・地域社会の連携支援】 家庭や地域の教育力向上に向けた取組を推進するとともに学校・家庭・地域社会が連携することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。 ○青少年健全育成市民会議 ○放課後子ども教室推進事業 ○学校支援地域連携推進事業	こども支援課 こども育成課 教育総務課	教育関係機関 教育関係団体
【子育て支援センター・児童館の活用】 子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供。子育ての相談支援、各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	こども支援課 こども育成課	保育園、認定こども園

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【社会教育（多様な学習活動や社会活動への支援）】</p> <p>参加者同士の交流を促進し、様々な市民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。</p> <p>○生涯学習推進事業</p> <p>○いきいき土曜日体験活動事業</p>	教育総務課	教育関係機関
<p>【文化団体の活動】</p> <p>芸術文化関係団体等が、相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。</p>	文化課	教育関係機関 文化団体
<p>【行政区の活動】</p> <p>地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域での居場所づくりを促進します。</p> <p>○公園等の清掃、お祭り等</p>	各総合支所	各行政区
<p>【公園管理】</p> <p>安心・安全で、市民が気持ちよく利用できる公園環境づくりに努めます。</p> <p>○公園やポケットパークに設置している健康遊具の整備</p>	都市整備課	各行政区

（５）SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育を進めていきます。

① SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育の実施

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育】</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育を推進します。</p>	学校教育課	教育関係機関

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【子どもの人権に関する教育】 市内の各小・中学生を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	社会福祉課	人権擁護委員

② SOSをしっかりとらせる児童生徒を育てる教育を推進するための連携の強化

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【学校教育関係者に対するゲートキーパー講座】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	社会福祉課 学校教育課 こども支援課	教育関係機関
【児童生徒の支援体制の強化】 不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。	社会福祉課 学校教育課 こども支援課	教育関係機関

3-3 重点施策

(1) 高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活等に関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【地域ケア会議】(再掲) 地域の高齢者が抱える問題に自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	高齢福祉課	介護保険事業者 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関連協力団体

【事業名】 事業内容	担当課	
【地域連携（訪問看護）】 医療のみならず日常生活において病気や患者を支える家族に対しての相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	高齢福祉課	医療機関 介護保険事業者

② 地域における要介護者に対する支援

介護職員のみならず、かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援提供を行っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【在宅医療・介護連携推進事業】 地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び市民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	高齢福祉課	医療機関 市内介護関係施設

③ 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【認知症初期集中支援事業】 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスに繋がるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	高齢福祉課 (地域包括支援センター)	地域包括支援センター
【人権相談】 人権擁護委員が、様々な相談を受け付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。	社会福祉課	人権擁護委員

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【高額医療に関すること】 当人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする場合には、適切な機関につなぐ等の役割を担います。	国保年金課	

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

長寿化、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。様々な関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【一般介護予防事業】（再掲） 元気づくり会、元気じゃ脳、元気クラブ等の各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。	高齢福祉課 健幸都市づくり課	
【地域福祉活動の充実】 住民が主体となり交流館等を利用し、各種研修等の実施により、高齢者等の生きがいや地域福祉活動の充実を図ります。	社会福祉課 （社会福祉協議会）	社会福祉協議会 （地区社会福祉協議会・福祉会・サロン等）
【健康運動習慣化支援事業】 個別プログラムによる運動指導を行う健康運動教室や身近な集会所等での運動を行う元気づくり会では、運動による脳神経への刺激や血流改善、筋力・体力向上の効果が得られるとともに、心身のリフレッシュとメンタルヘルスに役立っています。	健幸都市づくり課	

（２）生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自

殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- ① 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- ② 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催
- ③ 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	社会福祉課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員
【生活困窮者自立相談支援】 社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	社会福祉課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員
【無料法律相談】 消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談の際に相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。	生活環境課	法律関係機関
【年金相談】 年金に関する相談を受けつけます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	国保年金課 農業委員会	労働関係機関
【各種納付相談】 各種税金等の支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を受けつけます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。	収納課 社会福祉課	

(3) 無職者・失業者等

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高い状況にあり、伊達市においては、40～59歳の男性無職者の自殺率が高くなっております。自殺リスクの高い無職・失業等の状態にある方は、離職・長期間失業等、就労や経済、経営上の問題や悩みを抱えている場

合もあります。

また、勤労世代の無職・失業状況にある方等は社会的に排除されやすい傾向もあり、無職者・失業者等に対する自殺対策を包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討することが望まれます。

このような観点から自殺のリスクの高い無職者・失業者等に対して、当事者のリスクをもれなく把握し、他職種、他分野で支える支援体制を構築する必要があります。

① 失業者に対する相談窓口等の充実

就労支援窓口において、失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と緊密にきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談等、様々な生活上の問題に関する相談に対応し、失業者への包括的な支援を推進します。

② 職業的自立へ向けた若者への支援の充実

「若者サポートステーション（サポステ）」等と連携し、若者無職者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。

③ 無職者・失業者等の居場所づくり等の推進

自殺リスクの高い無職者・失業者等には生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した人や社会的役割を喪失した人、就労しておらず社会との接点に乏しい人、身近な人間関係に課題がある人等、社会的に孤立している人が少なくありません。これらの人々が地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援】 ハローワーク等と連携し、相談支援、就労支援、家計改善支援等を実施し、必要な関係機関へつなぎます。	社会福祉課	労働関係機関（商工会） 相談支援・就労継続支援事業所（社会福祉法人・NPO法人）

3-4 生きる支援関連施策

厚生労働省の「事業の棚卸し事例集」を参考に、庁内の関連事業を「生きる支援」に関連する・関連し得る事業に分類、自殺対策の視点を加えた「事業案」を加え、各課が了承した事業を「生きる支援関連施策事業」として、25～38 ページに掲載しました。（掲載は所属ごと。ゲートキーパー講座の受講、リーフレット配布に限る事業は一覧の最後に掲載）自殺対策の視点からの事業の捉え方をふまえ、基本施策及び重点施策に基づき、関連あるものとして分類しています。これらの事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとしします。

4 自殺対策の推進体制

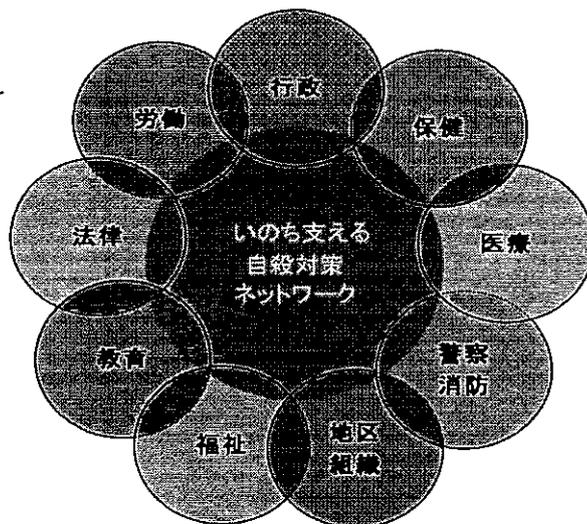
「誰も自殺に追い込まれることのない伊達市」を目指し、庁内各部署や関係機関・関係団体等との連携を強め、体制の整備を行い、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

(1) 「自殺対策庁内連絡会」の設置

自殺対策について庁内各部署の連携と協働により、全庁的な取組として自殺対策を推進していきます。

(2) 「自殺対策連絡協議会（仮称）」の設置

関係する機関・民間団体等で構成する「自殺対策連絡協議会（仮称）」を設置し、連携を強化し、社会全体での取組を推進します。



生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
●	●	●	●		○	【生活困窮者自立支援事業】 自立相談支援事業・住居確保給付金事業等を実施し、生活困窮者の自立を支援	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連携が重要であると指摘されている。 ▼自殺リスクの高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフにゲートキーパー講座を受講してもらったり、連携して支援を継続する等、関係機関の連携を高めていくことが重要である。	社会福祉課
●	●	●	●		○	【民生委員・児童委員事務】 民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強み(役割)が民生委員・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	社会福祉課
●	●	●	●		○	【地域福祉推進事業】 地域福祉計画において目指している、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域全体で支え合う福祉のまちづくりをめざす。	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。	社会福祉課
	●	●	●	●	△	【日中一時支援事業】 障がい者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	▼ショートステイ・デイサービスの機会を活用し、障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。	社会福祉課
	●	●	●	●	○	【特別障がい者手当・障がい児福祉手当・支給事務】 日常生活において常時介護を要する状態にある方へ手当を支給	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	社会福祉課
●	●	●	●		○	【介護給付に関する事務】 ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援	▼介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	社会福祉課
	●	●	●		○	【訓練等給付に関する事務】 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	社会福祉課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する本市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●	●	●	●	○	【障がい者虐待の対応】 障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	社会福祉課
	●	●	●	●	○	【「障がい者のてびき」作成事業】 各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスが利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	▼「障がい者のてびき」(ガイドブック)の改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。	社会福祉課
●	●	●		●	○	【生活保護施行に関する事務】 生活に困窮されている方の相談・助言・調査・支援・指導を行うことにより、自立助長を行う。	▼訪問等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い人へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	社会福祉課
●	●	●		●	○	【路上生活者に対する事務】 ホームレス等に対し緊急一時的な宿泊場所や支援物資を提供する。	▼路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている方が少なくない。 ▼見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	社会福祉課
	●	●		●	○	【中国残留邦人等生活支援事業】 特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	社会福祉課
●	●			●	○	【同和・人権啓発事務(人権啓発事業)】 人権意識を高めるための啓発を行う。	▼人権啓発に関する事業等の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する機会とし得る。	社会福祉課
●	●	●		●	○	【国民年金の受付・相談】 国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	▼年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	国保年金課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
●	●	●		●	○	【介護相談・高齢者総合相談(窓口相談・電話相談)】 高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談 (高齢者虐待防止対策協議会の開催)	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。	高齢福祉課
●	●	●		●	○	【養護老人ホームへの措置入所】 65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼養護老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	高齢福祉課
●	●			●	○	【地域包括支援センターの運営】 地域ケア会議の開催	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	高齢福祉課
●	●			●	○	【だっせんの会(認知症家族会)】 認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを実施	▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。	高齢福祉課
●	●			●	○	【認知症カフェ】 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	高齢福祉課
●	●			●	△	【緊急通報装置貸与事業】 一人暮らし高齢者等が緊急時に連絡が取れる装置の貸出し	▼通報システムの設置を通じて、連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。	高齢福祉課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
●				●	○	【健康運動習慣化支援事業】 【一般介護予防事業】 1. 健康運動教室 個別プログラムによって運動指導を行う。 2. 元気づくり会 身近な集会所等で「まいまい準備運動」や筋力トレーニング、ストレッチ等を行い、市民が主体的に継続し、地域の共助拡大につながっている。 3. 高齢者筋力トレーニング事業(元気クラブ) 介護予防事業としてマシンを使用し、個別プログラムに基づいて筋肉トレーニングを行う。	▼健康運動教室・元気づくり会・高齢者筋力トレーニング事業(元気クラブ)等、健康運動習慣化支援事業は、運動による脳神経への適度な刺激と血流の改善、筋力や体力等を向上する効果がある。各事業の特徴を生かし、一人ひとりの心身状況に応じた運動メニューの実施と参加者同士の交流によって、脳が活性化し、心身のリフレッシュとメンタルヘル스에役立つ。	健康都市づくり課・高齢福祉課
●				●	○	【健康づくり推進協議会運営事業】 1. 健康だて21 ・健康増進計画の推進及び進捗管理 2. 健康づくり推進協議会 ・開催及び健康づくり事業協議	▼計画の次期改訂の際には、自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。 ▼推進会議等で心の健康の維持や自殺対策について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、職場・地域での健康づくりと自殺対策との連携強化につながり得る。	健康推進課
●				●	○	【保健師・栄養士人材育成事業】 保健師・栄養士現任教育事業等を実施し、地域保健活動での専門職のレベルアップを図る。	▼現任教育の中で、自殺リスクや支援のポイント、自殺対策に関する内容を取り入れることで、専門職が自殺予防の視点を持った対応の強化を図ることができ、地域保健活動の中で支援できるようになる。	健康推進課
	●		●	●	○	【働く世代の健康づくり事業】 事業所アプローチとして、事業所への出前講座を実施	▼働く世代の健康づくりに向けた事業と連動性を高めていくことで、自殺対策の拡充を図ることができる。	健康推進課
●	●	●		●	○	【心の健康に関する出前講座の実施】 心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。	健康推進課
●				●	○	【生活習慣病予防】 個別訪問指導・健康講座・健診結果相談会を実施	▼健診事後指導(相談会・訪問等)の機会を利用することで、必要な場合には専門機関による支援につないだりする等、支援への接点となり得る。	健康推進課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困難者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
●				●	○	【精神保健(精神障がい者支援)】 精神障がい者の早期発見・治療 治療継続、家族支援のため、心の健康相談を行う。	▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。 ▼精神障害を抱える方とその家族、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。	健康推進課
●	●	●		●	○	【食生活改善推進協議会運営事業(食生活推進員活動)】 1. 食生活を中心とした健康づくり活動を行う地域ボランティアである食生活改善推進員を養成 2. 会員の資質向上・養成のための研修 3. 健康づくり推進事業等への積極的な参加と協力	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在等、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。 ▼推進員の研修の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。(心の健康づくり啓発を兼ねる)	健康推進課
●	●	●		●	○	【健康推進員活動】 1. 住民健診等への受診勧奨 2. 健康教育、健康相談等への参加勧奨・啓発 3. 食生活改善事業についての協力 4. 保健活動に必要な研修参加 5. 健康づくり事業上必要なことについての協力	▼健康推進員活動において、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い市民がいた場合には個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。 ▼推進員の研修の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。(心の健康づくり啓発を兼ねる)	健康推進課
	●	●	●	●	○	【伊達市版ネウボラ(母子保健)】 親子が笑顔で暮らせる架け橋となるよう、ネウボラの保健師やスタッフが妊娠中から切れ目なく支援する。 母子健康手帳の交付や妊産婦健診等の妊娠中の健康管理、産後は乳児訪問や乳幼児健診、各種相談会等で乳幼児や母親らの健康支援・育児支援を行う。 ※「ネウボラ」…フィンランド語で、「アドバイスの場」の意味	▼子どもの心の発達を促すよう親子の愛着やコミュニケーションを確立する。 ▼切れ目ない支援や事業を通じ、母親の変化に早く気づき、リスクの軽減や子育て中の母親らが孤立しないよう働きかける。 ▼周産期の妊産婦の心の変調、特に産後うつが深刻化することを防ぐよう産後健診で心の問診票を実施し、その後継続支援を行う。 ▼必要時には、母親や子どもの命を守るため、こども支援担当部署や医療機関等の関係機関と連携し対処できるよう、連絡調整を行う。	健康推進課
	●	●		●	○	【消費生活相談】 消費生活トラブルの相談と情報提供ほか消費者教育及び啓発	▼消費生活トラブルに関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援先と連携することができる。	生活環境課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困難者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●	●		●	○	【無料法律相談】 消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、県弁護士会派遣弁護士に直接相談できるほか、法テラス等の専門家と連携し対応する。	▼弁護士相談に至る消費者は、問題が深刻で、そのため健康を損なっており、自殺リスクが高い。特に、多重債務相談会に合わせて、健康相談を行いながら、専門家の手を借りて解決に結びつけば自殺から救うことができる。	生活環境課
				●	△	【消防団活動事業・消防施設整備事業】 消防活動上必要な資機材の整備と消防団員の各種訓練、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、市民に対する火災予防広報を行う。	▼消防団員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。	消防防災課
				●	△	【災害(防災)対策事業】 災害に対する諸対策として地域防災計画の更新等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進 1. 防災行政無線の整備 市内76箇所に防災行政無線を設置 2. 防災マップの配布 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に関する情報を掲載した防災マップを全戸配布 3. 防災セミナーの開催 自主防災組織や関係団体等を対象に防災セミナーを開催	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、生活上の不安や悩みに対する相談・支援と心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。 ▼防災セミナー開催時等に、自殺対策の周知を図ることができ、住民組織や関係団体の問題意識を促進できる。	消防防災課
				●	○	【地域活動振興事務】 行政区・自治会関係・コミュニティ育成・地区住民への講演や講習会	▼行政区や自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何が出来るかを主体的に考えてもらう機会となり得る。	市民協働課
				●	○	【男女共同参画推進事業】 1. 男女共同参画計画の推進 2. 男女共同参画審議会の実施 3. 行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識の向上	▼性別による役割分担意識の解消、長時間労働の抑制などによる働き方の見直し等によって、一人ひとりが個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現を図る。	市民協働課
●	●	●		●	○	【納税相談・納付勧奨】 納税に関する相談・滞納者に対する納付勧奨	▼納税や保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー講座を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	収納課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●			●	○	【公営住宅事務】 公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	管理課
			●	●	△	【生涯学習推進事業】 生涯学習各種講座を開催。イベント開催や生涯学習の広報紙発行等を通じ、学習機会の提供や支援を行い、まちづくりに主体的に参加する人材を育成	▼生涯学習の講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。	教育総務課
			●	●	○	【図書館の管理】 ・市民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催等、教育・文化サービスの提供	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等の際に連携し、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の本の展示やリーフレットの配布を行っている。 ▼学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る。	教育総務課
			●	●	○	【学校支援地域連携推進事業】 小学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援。コーディネーターの研修会を開催し、スキルアップを図る。ボランティアガイドブックや、ボランティア登録のチラシを作成し、広報を行う。	▼子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ▼コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる。	教育総務課
	●		●	●	○	【奨学金に関する事務】 奨学金に関する事務	▼申請の手続き時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。	教育総務課
				●	△	【文化団体連絡協議会支援事業】 文化団体連絡協議会への活動支援	▼文化団体の活動を活性化させ、相互に交流を深めることで、地域での仲間づくりを促進する。	文化課
			●	●	○	【保幼小中連携事業】 保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てる。	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学校教育課

生きる支援関連施策(自殺対策に関する当市事業)一覽

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困難者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
			●	●	△	【学校図書館活用事業】 学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	▼学校の図書館スペースを利用し、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図り、自殺に対する意識や予防をすることができる。	学校教育課
			●	●	△	【中学校部活動推進事業】 中学校の部活動について、学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築することで、各中学校の部活動の改善と充実を図り、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面があるので、チェック機能を働かせる必要がある。 ▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。	学校教育課
			●	●	△	【広報活動事業(ホームページによる情報発信含む)】 学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供	▼SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育について取り上げることで、市民に対して取組情報を周知することができる。	学校教育課
			●	●	○	【就学に関する事務】 特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して、一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を実施	▼特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定されるので、きめ細かな関わりを重視する。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し、自殺を防止するようにする。	学校教育課
	●		●	●	○	【就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務】 ・経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費を補助	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられるので、きめ細かな関わりを重視する。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	学校教育課
	●		●	●	△	【震災児童生徒就学援助事業】 震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。	学校教育課
			●	●	○	【学級満足度調査】 児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得るという意識をもつようにする。	学校教育課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困難者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
				●	○	【教職員人事・研修関係事務】 教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながる。▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。	学校教育課
				●	○	【学校職員安全衛生管理事業】 労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を実施。50人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を実施	▼学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	学校教育課
				●	○	【学校職員ストレスチェック事業】 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。	学校教育課
			●	●	△	【多忙化解消事業】 学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ、ストレスを軽減する。	学校教育課
			●	●	○	【生活指導・健全育成(教職員向け研修等)】 問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	▼問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。	学校教育課
			●	●	△	【職場体験・キャリア教育事業】 中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てる。	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についても合わせて指導することができれば、将来、就業し、万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、力強く生きる力に結び付く。	学校教育課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
			●	●	○	【いじめ防止対策事業】 フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し・個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。	学校教育課
			●	●	○	【教育相談(いじめ含む)事業】 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	▼学校以外の中で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配付することで、相談先情報の周知を図ることもできる。	学校教育課
	●	●	●		○	【スクールソーシャルワーカー活用事業】 社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	▼様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学校教育課
			●	●	○	【不登校児童生徒支援事業】 1. 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 2. 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 3. 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	▼様々な課題を抱えた児童生徒自身が自殺リスクを抱えている場合も想定されるので、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学校教育課
	●	●	●		○	【教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等】 不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	▼不登校の子どもは当人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあるので、見守り体制を構築する。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	学校教育課
	●	●	●		○	【障がい児支援に関する事務】 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	子ども支援課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困難者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●	●	●		△	【青少年育成市民会議】 次代の地域を担う子どもを市民全体で育成するため、市民会議を設置し、青少年の健全育成活動を推進する。 1. 総会(年1回)、臨時会(年2回)、校区青少年健全育成組織会長等研修会の実施 2. 明るく楽しい学校づくり地域大会、子どものつどい、心の扉を開く家庭づくり講座の開催	▼関連の会議の中で、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。	子ども支援課
	●	●	●		○	【地域子育て支援事業】 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	子ども支援課
	●	●	●		○	【子ども相談室の運営(総合相談及び情報提供)】 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供 (要保護児童対策地域協議会)	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子ども支援課
	●	●	●		○	【児童扶養手当支給事務】 児童扶養手当の支給 児童育成手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は、自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼手当支給の機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある人との接触窓口として活用し得る。	子ども支援課
	●	●	●		○	【ひとり親家庭等医療費助成事務】 ひとり親家庭等医療費を助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	子ども支援課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●	●	●		△	<p>【母子家庭等自立支援給付金事業】</p> <p>1. 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講した場合、給付金を支給</p> <p>2. 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利である看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給</p> <p>3. 高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給</p>	▼それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。	子ども支援課
	●	●	●		△	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付事業(特別会計)】</p> <p>20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。</p>	▼貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。	子ども支援課
	●	●	●		△	<p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図る。</p>	<p>▼放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。</p> <p>▼放課後児童クラブの職員が、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へつなぐ等の対応が可能である。</p>	子ども育成課
	●	●	●		○	<p>【保育・幼児教育・預かり保育の実施】</p> <p>1. 保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする場合に保育所等での保育を実施</p> <p>2. 3歳以上の幼児教育及び教育時間前後に預かり保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援</p>	▼保育士や幼稚園教諭等が保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	子ども育成課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
	●	●	●		○	【保育料滞納対策】 期限まで納付されない場合には、(1)督促、 (2)納付相談・分納誓約を実施	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱え、払いたくても払えない状態や必要な支援につながっていない方もいると思われる。 ▼収納担当職員が自殺リスクを抱えた保護者に気づいた時には、適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	こども育成課
				●	△	【企画調整に関する事務(人口推移に基づく総合戦略の策定)】 人口推移に基づく総合戦略の策定	▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる。	総合政策課
				●	△	【広域的連携事業】 経済的な結びつきの強い近隣自治体と圏域の経済の活性化や公共サービスの確保を図る。	▼隣接自治体と連携して、自殺対策事業を推進することができる。	総合政策課
				●	○	【ワークライフバランスの推進】 地域のワークライフバランスの推進を図る。	▼働き方改革等の労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。	商工観光課
●	●		●		○	【寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業】 在宅の寝たきりの高齢者に対して、理髪サービス又は美容サービスを行う。 【認知症サポーター養成講座】 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットの配布により、生きることの包括的な支援に関わる情報周知の機会とすることができる。 ▼関係者にゲートキーパー講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とする方の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。	高齢福祉課
●	●	●			△	【障がい者基幹相談支援センター事業】 障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を実施。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営。(虐待防止センターの機能も持つ) 【訪問入浴事業】 重度の心身障がい者に対して、訪問入浴サービスを行う。	▼関係者にゲートキーパー講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とする方の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 ▼相談機関窓口一覧等のリーフレットの配布により、生きることの包括的な支援に関わる情報周知の機会とすることができる。	社会福祉課

生きる支援関連施策(自殺対策に関連する当市事業)一覧

※「区分」の判断基準(目安):○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連し得る事業

高齢者	生活困窮者	無職・失業等	子ども・若者	左記以外	※区分	【事業名】 事業内容	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
●	●	●	●		△	<p>【手話奉仕員養成事業】 聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成</p> <p>【手話通訳者等派遣事業】 聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を実施</p>	<p>▼関係者にゲートキーパー講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とする方の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。</p> <p>▼相談機関窓口一覧等のリーフレットの配布により、生きることの包括的な支援に関わる情報周知の機会とすることができる。</p>	社会福祉課
	●	●	●		○	<p>【家庭児童相談員設置事業】 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置</p>	<p>▼関係者にゲートキーパー講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とする方の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。</p> <p>▼相談機関窓口一覧等のリーフレットの配布により、生きることの包括的な支援に関わる情報周知の機会とすることができる。</p>	こども支援課
●	●			●	△	<p>【ふれあいセンターの維持管理】 高齢者の入浴やサロン活動の場として利用されるふれあいセンターの維持管理</p> <p>【高齢者寝具クリーニングサービス事業】 70歳以上の一人暮らし高齢者、または65歳以上の寝たきり高齢者の寝具クリーニングを実施</p> <p>【高齢者配食サービス事業】 65歳以上の一人暮らし高齢者等で調理が困難な方へ健康維持と安否確認をしながら、弁当を提供</p> <p>【家族介護用品納付事業】 在宅の要介護者を介護する方に対し(条件あり)、介護用品を購入できる給付券の発行。5000円/月</p>	<p>▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットの配布により、生きることの包括的な支援に関わる情報周知の機会とすることができる。</p>	高齢福祉課

自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携

を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）

の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

伊達市自殺対策計画

平成 31 年度～2023 年度

発行 伊達市健康福祉部社会福祉課

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

電話 024-575-1264 FAX 024-576-7199

E-mail : syakai@city.fukushima-date.lg.jp

平成 31 年 3 月発行